

# さいたま市立仲町小学校 P T A 会則

## 第1章 名称及び所在地

第1条 本会はさいたま市立仲町小学校 P T A と称し事務所を同校におく。

## 第2章 組織

第2条 本会はさいたま市立仲町小学校児童の保護者と教職員をもって組織する。

## 第3章 目的

第3条 本会はさいたま市立仲町小学校の児童福祉を増進するために教育の充実振興に寄与するとともに、学校と家庭との連絡を緊密にし、あわせて会員相互の親睦と研修を図る事を目的とする。

## 第4章 事業

第4条 本会は教育を本旨とする自主的民主団体として前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 児童および会員の福祉厚生
2. 児童の校外生活の補導
3. 保護者と教職員との連絡
4. 講習、講演会、視察、参観
5. 教育問題の研究調査
6. 児童および会員の表彰
7. 教育環境ならびに教育資材の整備拡充
8. 他の教育団体および機関との連絡、協力
9. その他本会の目的を達成するのに必要な事項

## 第5章 役員

第5条 本会に次の役員を置き、これを本部(監査を除く)と称する。

1. 会長 1名
2. 副会長 3名以上(本部役員2名以上及び教頭)
3. 書記 若干名
4. 会計 若干名
5. 監査 2名以上

第6条 役員の選出は次の通りとする。

1. 役員は各学年毎に適度な数、各地区より若干名、教職員より若干名を選出し、総会の承認を得なければならない。
2. 会長、副会長、書記、会計は、会員中よりこれを選出する。  
ただし、会計は副会長が兼務することができる。また役員会において、必要と認めたときは当該年度に限り、役員の定数の変更をすることができる。
3. 本部役員に欠員が生じた時は役員会において会員中よりこれを選出する。
4. 監査は本部が毎年無作為に決めた学年中及び任期を終えた本部役員より選出する。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し一切の会務を掌理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

3. 会計は総会で決定された予算に基づき一切の会計を掌理し総会において会計報告をするとともに  
本会の財産を管理する。
4. 役員は本会の事業計画ならびに予算の立案、決算の審議をなし、また事業を執行する。
5. 監査は本会の会計財産を監査する。
6. 書記は総会、役員会の議事ならびに本会運営録・通信・WEBサイト・電子化書面・その他の  
事項を保管する。

第8条 役員の任期は次の通りとする。ただし再選を妨げない。

補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

1. 会長  
任期は約2ヶ年以上
2. 本部役員  
任期は約2ヶ年
3. 監査  
任期は約1ヶ年以上
4. 役員  
任期は約1ヶ年

第9条 1. 本会に次の部を置き各部の規約は別にこれを定める。

総務部・学習文化部・広報部・教育環境部・学年部・ベルマーク部・仲町小祭部・選考部・その他  
必要と認めた部

2. 本条に基づく細則は会則第19条に規定する役員会にて決議する。

第10条 本会に仲町小祭実行委員会を置き、細則は別にこれを定める。

第11条 本会にPTA事務を置き、細則は別にこれを定める。

第12条 本会に顧問および参与を置くことができる。顧問および参与は役員会の  
推薦により会長がこれを委嘱する。顧問および参与は会長の諮問に答え意見をのべることができる。  
ただし、その任期は委嘱した会長の在任期間とし表決に加わることはできない。

## 第6章 役員免除規定

第13条 PTA会長に就任したものは翌年以降、すべての役員を免除される。ただし、本人の意思による  
すべての役員への就任を妨げない。

第14条 1. 本部役員に就任したものは、退任後の役員選出について、兄弟姉妹全児分免除できる。  
ただし、本人の意思によるすべての役員への就任を妨げない。

2. 役員において部長職を経験したものは、翌年以降の役員就任時に部長職を免除できる。  
ただし、本人の意思による部長職就任を妨げない。なお、該当者がいない場合はこの限  
りではない。

## 第7章 役員等活動従事者への卒業式座席の優先権

第15条 役員等活動従事者は、別途案内する「PTA活動等役員従事者の卒業式優先席について」に基づき、卒  
業式座席の優先席を利用する権利を得る。

## 第8章 会議

第16条 本会の会議は次の通りとする。

1. 総会(定期・臨時・紙面・WEBサイト・電子化書面)
2. 役員会

3. 運営会議

4. 専門部会

第 17 条 会議は会長が招集し議決は出席者の過半数をもって成立する。ただし専門部会は部長がこれを招集する。

第 18 条 総会は会員約 3 分の 1 以上(委任状を含む)の出席をもって成立する。総会は本会の最高議決機関で毎年 1 回これを開き事業計画ならびに予算、決算、会則改廃等の審議決定をなし、諸報告を承認する。臨時総会は役員会が必要と認めた時、または、会員の 3 分の 1 以上の要請があった時は 30 日以内に招集しなければならない。

第 19 条 役員会は総会に次ぐ議決機関で随時開催し会の運営について協議する。

第 20 条 運営会議は各専門部会の副部長以上の役員、教頭、教職員をもって構成し、会長が随時これを招集本会の連絡調整に当たる。

第 21 条 1. 各専門部会は随時開催し専門部の事業計画ならびに運営について協議し決定事項は会長および役員会に報告する。

2. 会議録等は会員の希望により随時閲覧することができる。

第 22 条 1. 総会および役員会の議長はその会議において出席構成員の中から選任する。

2. 運営会議の議長は会長とする。

3. 専門部会の議長は部長とする。

## 第 9 章 会 計

第 23 条 本会の経費は会費をもってこれにあてる。

1. 会費は 1 家庭年間 3,000 円とする。(月額 250 円×12 か月分)

2. 転出者は、在籍した日の月の会費は徴収する。転入者は、入会確認書にて申告した月より徴収する。

3. 本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。

4. 本会の決算は監査の会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

5. 本会の会計は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

6. 会計簿等は会員の希望により随時閲覧することができる。

7. 本会の慰労費及び慶弔費は「さいたま市立仲町小学校 P T A 慶弔内規」に定め、適正に運用するものとする。

## 第 10 章 個人情報の取り扱い

第 24 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第 11 章 会則変更

第 25 条 本会の会則は総会において出席者(委任状を含む)の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

## 附 則

第 26 条 本会運営のため必要な事項は役員会の議決によって別に定める。

第 27 条 本会会則は昭和 27 年 5 月 18 日から施行する。

本会会則は以下を改正施行日とする。

昭和 29 年 5 月 3 日                      昭和 33 年 4 月 29 日

昭和 34 年 5 月 10 日                  昭和 37 年 5 月 3 日

|            |            |
|------------|------------|
| 昭和38年5月3日  | 昭和42年5月3日  |
| 昭和43年5月3日  | 昭和44年5月3日  |
| 昭和46年5月3日  | 昭和48年5月1日  |
| 昭和49年5月1日  | 昭和54年5月10日 |
| 昭和56年5月9日  | 昭和57年5月8日  |
| 平成元年5月13日  | 平成5年5月15日  |
| 平成6年5月21日  | 平成9年5月31日  |
| 平成10年5月2日  | 平成11年5月16日 |
| 平成12年5月6日  | 平成13年5月19日 |
| 平成14年5月17日 | 平成16年5月21日 |
| 平成17年5月20日 | 平成18年5月19日 |
| 平成19年5月18日 | 平成21年5月21日 |
| 平成29年5月12日 | 平成30年5月11日 |
| 令和3年4月1日   | 令和5年5月20日  |
| 令和6年5月18日  | 令和7年5月17日  |